

## シラバス管理

管理モード	学生プレビュー(日本語)	学生プレビュー(英語)						
授業科目名	年度	学期	開講曜日・時限	学部・研究科など	担当教員	配当年次	単位数	科目ナンバー
【通教 通信授業】租税法	2026	その他	—		澁谷 雅弘	3・4年次 配当	4	JD-PU3-214L

## 授業形式

通信授業 (レポート学習)

## 履修条件・関連科目等

履修条件: 通信教育課程の学生対象

## 授業で使用する言語

日本語

## 授業で使用する言語 (その他の言語名)

## 授業の概要

日本国憲法は、国民に納税の義務があることを宣言する (同 30 条) と共に、そのような租税の負担は、あくまでも法律という手段によって、国民が同意をする必要があることを明確に述べています (同 84 条)。それでは、現在のわが国の法体系の下で、国民は国家に対してどのような同意を与えているのでしょうか。国民にとってはきわめて身近な存在でありながら、その内容についてはそれほど知らないままに過ぎてしまっている、というのが、多くの人にとっては現実の姿なのかもしれません。この授業では、実際の租税法規定の検討を通じて、租税負担について国民が与えた同意 = 租税法の具体的内容についての検討をし、考えていきます。いずれにしても、私たちが国民として税を負担する以上、そのような税が課される理由や必要性とともに、どんな約束 (= 法律の規定) の下で、私たちは租税を負担することになっているのかを知り、十分理解しておく必要があるのではないでしょうか。租税法では、租税法の基本原理や租税法の解釈適用原理などの基本的考察と併せて、所得税法・法人税法・消費税法・相続税法などの課税要件法 (租税実体法) や、租税の徴収や課税をめぐる租税手続法など、広い分野の問題をフォローしておく必要があります。また、租税法の研究・考察対象は、民法や会社法、行政法など市民生活に密着した法律関係科目だけでなく、財政学や会計学などの経済科目にも及びます。履修者諸君には、それらの科目に対しての幅広い関心・興味を持つと共に、この授業を通じて、広い視野を養って欲しいと思います。

租税法規は毎年改正されます。また、その時々々の経済情勢や政治的状况に合わせて、租税に関する政策的な提言や制度改革が常に試みられています。その上、近時における租税法判決の展開は目覚ましい状況にあります。租税立法の動向や新しく出される判決については、常に注意を払う必要が生じますし、それだけ租税法は知識更新の努力が要求される分野であるといえましょう。

## 科目目的

授業の目的は、単に租税法に関する知識を増やすことや、税額の計算方法を身につけることだけでなく、租税法への理解を深め、租税法上どのような問題が生じているのかを発見し、その対応策を考える機会を提供することにあります。

## 到達目標

①租税法の基本原則を理解し、それを個別の問題に応用する能力を身につけること、②法的な視点から税制を考える能力を身につけること、③今日の税法上の課題について、理論的、批判的に考える能力を身につけることを到達目標としています。

## 授業計画と内容

- 1 租税法の基礎
- 2 租税法の基本原則
- 3 租税手続法
- 4 租税法の解釈と適用、所得税 1 (所得税の意義、所得の意義)
- 5 所得税 2 (課税単位、所得の人的帰属、所得税法の構成、利子所得)
- 6 所得税 3 (配当所得～山林所得)
- 7 所得税 4 (譲渡所得)
- 8 所得税 5 (一時所得、雑所得、収入金額、必要経費)
- 9 法人税 1 (序論、法人税の性格、納税義務者、益金の意義)
- 10 法人税 2 (損金の意義、資本等取引、公正処理基準、年度帰属、売上原価)
- 11 法人税 3 (損金の個別問題)
- 12 消費税 1 (消費課税の意義、一般消費税、消費税の沿革、課税の対象 (1))
- 13 消費税 2 (課税の対象 (2)、納税義務者、課税標準と税率、税額の計算、地方消費税)
- 14 相続税・贈与税

## 授業時間外の学修の内容

その他

## 授業時間外の学修の内容 (その他の内容等)

予習や復習の便宜のため、教科書としては『租税法概説』を指定します。他にも、租税法について最近では多くの入門書・教科書があるので、自分に合った本を探してみてください。租税法での議論の内容をもっとよく知り、学問的な知識を得ることに重点を置きたいならば、他に金

子宏『租税法』（弘文堂）や谷口勢津夫『税法基本講義』（弘文堂）をはじめとする多くの一般的教科書を、併せて読まれることをお勧めします。実際の授業は、必ずしもこの本の内容にこだわらず、「分かりやすい租税法」、「皆さん自身で考える租税法」をモットーに実施していく予定です。

学習の際には、常に租税法令の条文を参照しながら勉強を進めることを推奨いたします。

また、レポート課題は、個々の問題に対する答えや、税額の計算方法を知っているかどうかではなく、事例の中にある法的問題を発見し、その問題に取り組む際の基本的な考え方が身についているかどうかを判定するためのものです。そのため、結論そのものよりも、そこに至る理由付けがしっかりしているかどうかの方が重要です。結論だけを早急に求めるのではなく、租税法についての考え方が身につくように、時間をかけてじっくりと取り組んで下さい。また、レポート作成の際には、次のような点に注意して下さい。

- ・まず論点についてどのような結論がありうるかを考えてみて、次にそれらの選択肢の中でどれが最も妥当であるかを考える。
  - ・事例から直ちに結論を導こうとするのではなく、まずその論点に取り組む際の考え方や判断基準を示した上で、そこに事例を当てはめて結論を導いてみる。
  - ・複雑な事例に取り組む際には、まず事例を単純化して考え、それを元に、事実を加えて複雑にしていくとどうなるかを考えてみる。
  - ・盗用・剽窃のあるレポートは不合格になります。他人の文章を引用するときは、必ず出典表示を適切に行ってください。
- また、レポートや答案の作成に関しては、白門850号から連載されている「道しるべ」を参照しましょう。

---

#### 授業時間外の学修に必要な時間数/週

---

#### 成績評価の方法・基準

---

種別	割合 (%)	評価基準
その他	100	試験（科目試験またはスクーリング試験）により最終評価します。

---

#### 成績評価の方法・基準（備考）

---

#### 課題や試験のフィードバック方法

---

その他

#### 課題や試験のフィードバック方法（その他の内容等）

---

【通信教育課程はなし】

#### アクティブ・ラーニングの実施内容

---

実施しない

#### アクティブ・ラーニングの実施内容（その他の内容等）

---

【通信教育課程はなし】

#### 授業におけるICTの活用方法

---

実施しない

#### 授業におけるICTの活用方法（その他の内容等）

---

【通信教育課程はなし】

#### 実務経験のある教員による授業

---

いいえ

【実務経験有の場合】実務経験の内容

【実務経験有の場合】実務経験に関連する授業内容

#### テキスト・参考文献等

---

通信教育課程 在学生サイト 教科書一覧を参照  
<https://sites.google.com/g.chuo-u.ac.jp/tsukyo-current/textbook?authuser=0>

#### オフィスアワー

---

【通信教育課程はなし】

#### その他特記事項

---

【通信教育課程はなし】

#### 参考URL

---

#### コメント1

---

【通信教育課程はなし】

#### コメント2

---

【通信教育課程はなし】

#### コメント3

---

【通信教育課程はなし】

【通信教育課程はなし】